

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の概要

前文

○障がいのある人もない人も、助け支え合う社会の実現が望まれるが、依然として障がいのある人やその家族が社会の中で困難や苦しみを感している状況が存在する。したがって、障がいのある人に対する理解を深め、差別を解消する取組を一層推進し、共生社会を実現し、もって誰も安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため条例を制定する。

(第1章)総則

第1条(目的) ○障がいのある人に対する理解を深め、県及び県民の責務を明らかにし、障がいのある人もない人も相互に尊重し合いながら共生する社会を実現すること。

第2条(定義) ①障がいのある人 ②社会的障壁 ③障がいを理由とする差別 ④合理的配慮

第3条(基本原則)

- 1 障がいのある人は、支援を受け自分らしく生きることができる。
- 2 障がいのある人は、社会の構成員としてあらゆる活動に参加する機会が確保される。
- 3 障がいのある人は、どこで誰と生活するか選択でき、地域社会で共生することができる。
- 4 障がいのある人は、意思疎通、情報取得手段の選択機会の確保、拡大が図られる。
- 5 障がいを理由とする差別解消施策は性別、年齢、障がいの状態等に応じて実施される。
- 6 障がいを理由とする差別の解消等は全ての県民が取り組むべき課題である。

第4条(県の責務)

- 1 障がいを理由とする差別解消等の推進施策を策定、実施する。
- 2 障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等亡き後の生活や防災対策等、人生の各段階で生じる課題解消に努める。

第5条(県民の責務) ○障がいを理由とする差別の解消等の推進に寄与するよう努める。

第6条(市町村との連携) ○市町村に対して情報提供、助言その他必要な支援を行う。

第7条(財政上の措置) ○差別解消等の推進施策に必要な財政措置を講ずるよう努める。

(第2章)障がいを理由とする差別の禁止

第8条(障がいを理由とした差別の禁止)

○何人も障がいを理由とする差別(合理的配慮の不提供を含む。)をしてはならない。

※障がいを理由とする差別の禁止や配慮を8分野について明記。

第9条 ①福祉サービスの提供における差別の禁止

第10条 ②医療の提供における差別の禁止

第11条 ③商品の販売及びサービスの提供における差別の禁止

第12条 ④労働及び雇用における差別の禁止

第13条 ⑤公共的施設及び交通機関利用における差別の禁止

第14条 ⑥不動産取引における差別の禁止

第15条 ⑦情報の提供及び受領における差別の禁止

第16条 ⑧教育における配慮

(第3章)障がいを理由とする差別の解消等を推進するための施策

第17条(特定相談)

○何人も、県に障がいを理由とする差別に関する相談をすることができる。

第18条(専門相談員)

○障がいのある人の差別解消、人権擁護に優れた識見を有する専門相談員を置く。

第19条(連携及び協力)

○専門相談員は、市町村が設置する身体障害者相談員等と連携し協力する。

第20条(あっせんの申立て)

○障がいのある人は、特定相談を経ても事案が解決しないときは、知事にあっせんの申立てをすることができる。
○行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立てできる行政処分等についてはすることができない。

第21条(あっせん)

○知事は、申立てがあつたときは大分県障害者施策推進協議会(以下「協議会」)にあっせんを求め。
○協議会は、性質上あっせんを行うことが適当でない認められる場合を除きあっせんを行う。

第22条(勧告)

○協議会は、知事に、あっせんに従わない者に対して勧告するよう求めることができる。
○知事は、必要があると認めるときは、勧告をする。

第23条(公表)

○知事は、正当な理由なく勧告に従わないときは氏名、その他を公表することができる。

第24条(啓発活動等の推進)

○県は、県民理解を深めるため、啓発活動の推進、交流機会の提供等を行う。

(第4章)雑則

第25条(委任)

○規則への委任

附則

(大分県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

○協議会の所掌事務にあっせん等を行うことを追加。

○協議会にあっせんを行うための部会を設置する規定を追加。